

公益社団法人北海道社会福祉士会正会員に対する懲戒処分の公表等に関する
細則

細則第 15 号

2026 年 7 月 25 日制定

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）
正会員に対する倫理綱領に関する規則（規則第 11 号）（以下「規則」という。）
第 27 条の規定に基づき、本会理事会で決定する懲戒処分の公表の範囲、方法等
（以下「公表の範囲等」という。）に関して定めることを目的とする。

(厳重注意及び戒告処分の公表の範囲等)

第 2 条 会長は、理事会において厳重注意及び戒告（以下「厳重注意等」という。）
処分を議決したときは、以下の事項について公表するものとする。

- (1) 懲戒の種類
- (2) 懲戒の事由
- (3) 懲戒処分年月日

2 厳重注意等処分の公表は、本会ホームページその他理事会で決定した方法に
て行う。

3 厳重注意等処分の公表期間は、公表した日から 1 年間とする。

(除名の公表の範囲等)

第 3 条 会長は、総会において除名処分を議決したときは、以下の事項について
公表するものとする。

- (1) 懲戒の種類
- (2) 懲戒の事由
- (3) 懲戒処分年月日
- (4) 氏名

2 除名処分の公表は、本会ホームページその他理事会で決定した方法にて行う。

3 除名処分の公表期間は、公表した日から 2 年間とする。

(公表の例外)

第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず、申立人若しくはその関係者のプライバシー

等の権利利益を侵害するおそれがあると認められるとき、又は申立人若しくはその関係者から公表しないことを求められているときは、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

(通知)

第5条 規則第19条により、本会会長が処分の決定内容を被申立人及び申立人に通知するときは、第2条及び第3条の規定により決定した公表事項を記載するものとする。

(改廃)

第6条 この細則を改廃するときは、理事会の承認を経なければならない。

附 則

この細則は、2026年7月25日より施行する。